

令和 7 年度 沖縄県移住定住促進事業委託業務に係る企画提案仕様書

1 事業名

令和 7 年度沖縄県移住定住促進事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

沖縄県では、人口が減少している離島・過疎地域での人口の維持・増加等を目指すため、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画及び沖縄 21 世紀ビジョンゆがふしまづくり計画において、持続可能な地域づくりに向けた移住促進の取組として、「UJ I ターンによる移住促進」等を位置づけ、移住施策に取り組んでいる。

本委託業務では、移住に取り組む市町村の伴走支援のほか、移住体験ツアーや移住取組を実施する団体を対象とした研修会の開催などを通じて、受入団体の体制の強化、今後の自走化にむけた支援を行う。

4 委託業務の概要

- (1) 市町村等の伴走支援
- (2) 移住体験ツアーの開催
- (3) 中間支援組織等育成支援の実施
- (4) 沖縄県移住受入協議会の開催支援
- (5) 移住情報発信事業委託業務との連携
- (6) 県内全市町村の移住施策の取りまとめに関すること
- (7) 移住取組にかかる報告書の作成
- (8) 県地域・離島課事業等の連携について
- (9) その他本事業の目的を達するために有効な取り組み（独自提案）

5 委託業務の内容

共通事項

- 本事業における「市町村」とは、原則として離島・過疎地域の市町村とし、県内全市町村を対象とする場合は「県内全市町村」という。
- 本事業の実施においては、移住施策を行う市町村と地域の連携が不可欠である。
このため、本事業に参加する中間支援組織等は、原則として当該市町村の推薦を受けることを条件とし、県と協議のうえ決定することとする。
- 本事業は、今後、市町村あるいは中間支援組織等が自立して移住施策を実施できるよう、伴走支援に取り組むものとする。

(1) 市町村等の伴走支援

- ① 移住支援に取り組んでいる市町村や中間支援組織等（以下「市町村等」という。）、これから移住施策に取り組む市町村等から、アドバイス等を求められた場合、これに対応すること。
- ② 新たに移住施策に取り組む市町村等の意向を確認し、3自治体程度を支援すること。支援の内容及び方法に関しては、受託事業者と当該地域の間で調整し、自走化にむけたロードマップを作成、令和7年度中に実施する施策や作業目標等を明確にし、県の了解を得て実施すること。
- ③ 令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））について、市町村の担当者を対象とした勉強会を実施するとともに、市町村に導入意向を確認し、県に報告すること。また、導入意向のある市町村に対しては、個別にヒアリングを行い、必要に応じて制度説明や事例共有等を行うほか、必要に応じ、補助金交付要綱の作成支援など移住支援金導入に伴う支援を行うこと。あわせて、すでに移住支援金を導入した市町村の移住支援金の広報等の支援を行うこと。

(2) 移住体験ツアーの開催

沖縄移住に関心のある方を対象にした移住体験ツアーを開催すること。

ツアーの方法は以下の通りとする。このほか、本県の移住施策に有効と思われるツアー方法を提案すること。ツアーの実施回数は、伴走支援型、オーダーメイド型、事業者提案を合計し、8市町村（新規1市町村以上）程度で実施すること。

① 共通事項

- 本事業で実施する移住体験ツアーについては、沖縄県移住応援サイトや関連機関HP及びSNS等により広報すること。なお、沖縄県移住応援サイト上での集客や情報発信、申込受付等については、下記(5)のとおり同サイトの受託事業者と連携して取り組むこと。
- ツアーの実施状況を記録し、電子データを県に提出すること。撮影する写真は様々な角度から撮影し、沖縄県移住応援サイト等での使用に適したものとするように努めること。また、参加者に対し、撮影した写真等は県が広報資料等において使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- 移住体験ツアーに参加した方々へ、ツアー参加後の移住有無や検討状況の進展などを確認するとともに、令和7年度の各取組結果を分析すること。

② 伴走支援型

「市町村等の伴走支援」で支援した市町村等について、体験ツアーの実施希望がある場合は、今後、同組織が自立して体験ツアー等を実施できるように、伴走支援を行うこと。

<移住体験ツアーの企画・調整・手配・運営>

- 対象地域：「市町村等の伴走支援」の対象となっている市町村等
- 開催時期：効果が高い時期を県及び地域と調整のうえ設定すること。
- 開催方法：原則リアルにてツアーの企画運営を行うこと。
- 集客目標：地域が求める人材像にあてはまる方を中心に、1回あたり10名程度を目標とする。
- 行程：実施内容について、提供可能な住居や職場見学、地域の方々との交流等に留意し、その他の内容については、県及び開催地域と十分に協議すること。
- 広報：沖縄県移住応援サイトや関連機関HP及びSNS等により広報すること。沖縄県移住応援サイト上での集客や情報発信については、同サイトの受託事業者と連携して取り組むこと。
- 費用負担：ツアー参加に係る旅行代金（交通費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費等）は、参加者負担とする。なお、参加者受入に伴い中間支援機能強化に向けたコーディネートに要する経費は、委託経費の対象となる。
- 効果検証：ツアー前後に、沖縄県への移住に関するアンケート調査を参加者を実施し、受入団体にフィードバックすること。

③ オーダーメイド型移住体験

オーダーメイド型移住体験は、市町村等が地域や移住希望者の要望に応じてプログラムの作成、受け入れを行う移住体験のことを指すものとし、受託事業者はこの市町村等が実施する移住体験について、広報等の必要な支援を行うこと。

民間が主体となる中間支援組織が実施する場合は、これにかかる広報及びコーディネートに要する経費を本事業の対象経費とするものの、本事業から費用を支出する場合は、県や他自治体が行う事業との費用の重複を認めないこととする。

また、オーダーメイド型移住体験の実施にあたっては、原則として受入元となる市町村に事前に報告することとし、市町村の意見を踏まえ、県に報告し了解を得ること。

④ 事業者提案型

市町村の移住受入活動に効果的と思われるツアー、あるいは今後、市町村に横展開が図れるような試験的なツアー方法を提案し、県と協議のうえ実施すること。

なお、企画・調整・手配・運営等については、「伴走支援型」に準ずるものとする。

(3) 中間支援組織等育成支援の実施

NPO 法人や自治会、町内会等の団体が市町村と連携し、移住希望者と受入地域の間をコーディネートし、円滑に移住できるようサポート等を行う中間支援組織や、移住者等の受入に取り組む市町村及びこれから取り組もうとする市町村を対象とした研修会等を開催することで、移住受入及び地域づくりに係る体制強化を図る。

① 実施内容

ア 研修内容について、これから移住取り組みを始める地域や既に取り組んでいる地域で実践上の課題等に対して、新たな知識やスキル向上、具体的な解決策に繋がる内容とすること。

イ 受講者のレベルについては、ゼロからの団体の立ち上げを検討している場合や既に立ち上がっている団体等を想定すること。（受講者例：観光協会、地域づくり団体、NPO 法人、任意団体、地域おこし協力隊等）

ウ 上記趣旨を踏まえ、集合型研修会を年 2～3 回程度開催すること。

エ 県内外での優良事例の視察を目的とした視察型研修会の開催も可とする。

② 開催方法等

原則、リアル開催としつつも、オンラインも併用し来場できなくても参加出来るよう環境整備を行うこと。

(4) 沖縄県移住受入協議会の開催支援

県内全市町村を対象に、移住者の受入れ促進に関する情報や課題を共有し、効果的な取組を進めるため、平成 27 年 3 月に設置した沖縄県移住受入協議会（年 3 回程度開催）の開催にあたり必要なサポートを行うこと。

① 会場手配、有識者等による基調講演やワークショップ等の手配（謝礼金支払い含む）など。

② プログラムの検討

③ 県内における移住施策の課題や国内での優良事例等をテーマとして設定し、県内全市町村の主体的な参加を促す内容とすること。

④ 開催時期は 5～7 月、2 月頃を想定。リアル開催が難しい場合は、オンライン開催とする。なお、リアル開催の際はオンラインも併用し来場できなくても参加出来るよう、環境整備を行うこと。

⑤ ④の他、必要に応じて沖縄県移住受入協議会による現地視察を1回程度実施する。

(5) 移住情報発信事業委託業務との連携

県が別途発注する「令和7年度縄県移住情報発信事業委託業務」受託事業者（以下「情報発信受託事業者」という。）と連携して移住施策に取り組み、本事業の成果を高めること。

① 県、情報発信受託事業者との連絡窓口として、統括責任者1名を配置すること。

② 沖縄県移住応援サイト「おきなわ島ぐらし」等への情報提供の内容・方法等については、別途県及び情報発信受託事業者と協議のうえ決定する。

(6) 県内全市町村の移住施策の取りまとめに関すること

年度中に、県内全市町村の移住施策や中間支援組織等の活動状況を取りまとめ報告すること。また、必要な調査項目は、別途県と協議により決定する。

○調査項目例

<県内全市町村>

① 移住施策の取組状況（予定含む）

② 移住相談窓口の設置状況（県や他機関に相談者をつなぐ役割）

③ 住居整備や空き家の活用状況（予定含む）

④ 移住者数の状況（移住者数推計方法の提案含む）

<中間支援組織等>

① 中間支援組織等の活動状況（組織体制、取組内容、相談件数等）

(7) 移住取組にかかる報告書の作成

市町村の移住施策の取組及び今後の方針を調査し報告すること。調査内容については、特に、離島・過疎地域における現状や課題を分析したうえで、移住施策にかかる先進的な取組や財源、県内外での優良事例等について横展開できるようにとりまとめるなど、移住に取り組む市町村の参考となるような調査内容を提案するとともに、調査内容を報告書にとりまとめ、県内全市町村に配付すること。

報告書の冊数等については、1市町村につき2部以上配布できる冊数で見積もること。

(8) 県地域・離島課事業等の連携について

事業効果をより高めるため、県地域・離島課が実施する事業やイベント等と連携すること。特に、「沖縄県移住情報発信業務」との連携は不可欠であることか

ら、定期的にミーティングに参加すること。

(9) その他本事業の目的を達するために有効な取り組み（独自提案）

本事業の目的を達成するために、必要又は効果的と考えられる取組について提案すること。

6 業務の実施体制

「5 委託業務の内容」を実施する担当者3名以上、会計担当者1名（兼務可）、本事業を統括する担当者を1名以上配置し、業務内容ごとに担当者名を記した人員体制を企画提案書に示すこと。また、実施体制については、組織体制図も作成すること。

7 業務スケジュール

事業全体のスケジュールの他、各担当者の事業ごとのスケジュール及びスケジュール管理体制を作成すること。

8 業務進捗状況及び打合せ

受託者は、定期的に県との連絡会議等を開催して委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。

また、事前打合せや情報収集など、本事業に関する出張をする際には事前に県の許可を得ること。

9 成果物の提出

本事業の成果物として実施報告書50部及び電子データを沖縄県企画部地域・離島課へ提出すること。その際、電子データはマイクロソフト社 word2010 又は Excel2010 で編集可能な形式で CD-R または DVD-R に記録すること。

なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県企画部地域・離島課に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

10 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の提案公募者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務等」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務等

- ・ 中間支援組織等への連携業務
- ・ 資料の収集、整理
- ・ 複写、印刷、製本（チラシ、パンフレット、ポスター等）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

11 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、当課と協議すること。

12 その他（実施にあたっての留意事項等）

本業務の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本業務の遂行にあたっては、事前に当課と調整のうえ行うこと。また、業務内容の変更、追加等が生じる場合も速やかに当課と調整すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、市町村や中間支援組織等との十分な調整を行い、円滑かつ適切な運営を行うこと。
- (3) 県や外部との打合せ内容については、適宜、議事録を作成し県へ提出すること。
- (4) 成果目標等の達成状況を確認するため、参加者数等については、随時、正確な記録を整理しておくこと。
- (5) 物品の購入、再委託等にあたっては、原則として県内の事業者が発注すること。
- (6) 事業実施にあたっては、労働基準法、個人情報保護法等の法令を遵守すること。

- (7) その他、本事業の事業効果が十分発現するよう必要な措置を講ずること。